

事 務 連 絡

平成19年12月11日

日本行政書士会連合会

申請取次行政書士管理委員会 御中

法務省入国管理局入国在留課

入国・在留申請における提出書類一覧表について（送付）

今般，別添のとおり，すべての在留資格（「外交」，「公用」を除く。）に係る提出書類について一覧表に取りまとめ，これに記載する書類を，申請時に申請人に対して求める提出書類として案内することとしました。

今般の一覧表のポイントは，下記のとおりであり，別添一覧表は，法務省ホームページに掲載予定（掲載日は未定）ですので，申請取次ぎの円滑な推進のためにも，積極的に活用していただきたく送付いたします。

記

- 1 出入国管理及び難民認定法（以下，「入管法」という。）施行規則別表における「年間の収入及び納税額に関する証明書」又は「収入に関する証明書」として，公的な確認が可能な市区町村発行の住民税の課税（又は非課税）証明書及び納税証明書を提出書類として求めることとしました。

（注）市区町村から発行される年間の所得額及び納税状況を証する証明書については，その証明書の形態及び名称が統一されておらず，また，各市区町村において，証明書に記載している事項が相違しているところ，当局としては，年間の総所得及び納税状況（納税額ではない）が確認できる証明書（非課税の場合は，総所得及び非課税であることを証するもの）を求めることとしました。

- 2 在留資格認定証明書交付申請の際に提出する写真の枚数について，1葉とすることとしました。

（注）入管法施行規則においては2葉となっているところ，1葉でも足りることとなったことから，同規則の改正（改正日は未定）に先んじて，提出書類として案内する際には，1葉とすることとしました。

添付物

提出書類一覧表（在留資格認定証明書交付申請用，在留期間更新許可申請用，在留資格変更許可申請用・永住許可申請用）各1部